



テミス通信

第 54 号 / 2021年11月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



中之島バラ園 バターカップ種

第18回ショパン国際コンクールに反田恭平さんが2位入賞、小林愛実さんが4位入賞という快挙に驚きました。

私自身は、今まで、コンクールの結果をニュースで知るだけでしたが、ネット配信されて誰でも聞けるということを知り、演奏曲の全部を聞いたり、奏者を選んで聞き比べたりすることが簡単にできて、クラシックに、コンクールを聞くという新しい楽しみが加わりました。当初、優勝者の報道はなく、1位は該当者なし？と、ネットで調べてカナダのブルース・リウさんが優勝したことを知りました。国際大会の報道ではありがたいですが、そこはリスペクトが必要ですね。とはいえ、奏者の皆さんの緊張感はどれほどのもので、どんな風に気持ちを作ったのか聞いてみたいです。

テミス通信第54号をお届けいたします。

(佐井恵子)

お正月休みのお知らせ

令和3年(2021年)の業務は、12月28日(火)をもって終了いたします。

令和4年(2022年)は、1月5日(水)より通常業務を開始いたします。

なお、1月4日申請をご希望の方は、対応いたしますのでお申し出ください。

年末に完了させたい登記事件のご依頼は、12月17日頃までに。

贈与をお考えの方は、お急ぎ下さい。

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



どうなる生前贈与？ 相続を見据えた贈与契約書を用意して！

このところ、年間110万円の非課税枠を利用した「生前贈与（暦年課税*¹）」の見直しが取り沙汰されています。2020年12月に公表された令和3年度税制改正大綱の「翌年度以降の改正方針」に、「今後、こうした諸外国の制度を参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的にとらえて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度*²と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化の防止等に留意しつつ、資産移転の時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める」と記されたことが発端となりました。

経営する会社の株式や預貯金そして不動産の持分を、配偶者、子どもや孫世代へ毎年贈与を繰り返すという経験のある方もいらっしゃると思います。司法書士も、現金よりも不動産の方が実質的に110万円以上の価値を贈与でき、場合によっては値上がりも期待できると、年末に向けて贈与の登記を幾度となく申請したものです。

馴染みのある制度の廃止、縮小が話題になっていると聞き、調べてみました。

*¹ 暦年贈与 1年間で贈与された財産の合計額を基準に課税。親子に限らず誰からでも、年齢の制限なく利用できるうえに、受贈者1人につき年間110万円の非課税枠が設けられていて、その額を超過した分については10～55%の超過累進課税が発生するが、暦年贈与した分は原則として（相続開始前3年以内を除く）相続財産から除外できます。

*² 相続時精算課税 60歳以上の父母や祖父母から20歳以上の子や孫に対して財産を贈与した場合に選択できる税制。贈与財産について計2500万円の特別控除が受けられます。超過分に対しては、20%の贈与税が課され、相続時に当該財産も遺産に加算されますが、既に支払った贈与税は相続税から控除されます。

現行法のおさらい

2015年（平成27年）安倍政権の下、相続税の課税対象となる相続が増加する一方で親、祖父母世代から若い世代に資産を移転しやすくして、経済の活性化を期待する施策が今日まで続いています。

相続税基礎控除額の縮小	各種贈与制度を新設・延長
5000万円+1000万円×法定相続人の数 ↓ 3000万円+600万円×法定相続人の数	・結婚・子育ての一括贈与制度 （不妊治療費用も含まれます）新設 ・教育資金の一括贈与の期間を延長

緩和策としての贈与制度のメリットを享受できるのは富裕層に限定されるという批判があることが、令和4年の贈与税制を本格的に検討しようとする背景となっています。どうやら、今後は贈与税の非課税枠は縮小されていく傾向にあると思われます。

贈与にあたって注意するポイント

令和3年度（～12月31日）中は、贈与税の制度は現行通りですので、今年度中に贈与をしておこうと思われる方に、司法書士の視点から、贈与にあたって気をつけていただきたい点を2点お伝えします。

1. 贈与をするには、贈与者、受贈者双方が契約書を作成して署名捺印した上で、後付けの書類でない証拠を残します。

(1) 不動産の贈与については、登記の際に書面を作成しますし、登記によって、その意思や時期が明確になります。更に、弊所では当事者双方の意思確認をして、その記録も保管しています。

(2) 現金の贈与については、銀行振込をすれば安心というものではありません。贈与契約書の作成に加えて、確定日付をとるようにします。確定日付は公証役場や法務局で1通700円で受けることができます。振込先は、受贈者が自由に出金できる預金口座であること(名義預金でないこと)が重要です。

(3) 譲渡制限のある株式(中小企業の株式は殆どが該当します。)の贈与についても、契約書作成と確定日付の取得をします。同時に会社は、株式譲渡に関する会社の承認を求める書面や承認を表す議事録を作成して備え置く必要があると共に、株主名簿の変更をしておきます。会社の税務申告時に提出する別表2の手当も欠かせません。

2. 将来の相続を見据えた贈与契約書の作成をします。

贈与する動機は様々です。配偶者や子などに対して自宅持分を贈与、住宅取得資金の援助、婚姻にあたっての持参金、生活費の補填あるいは留学費用等々の「生計の基礎として有用な財産の贈与」を「特別受益」と呼んで、海外旅行費やお小遣いとしての贈与等とは区別して考えています。この特別受益に当たる贈与を受けた受贈者(相続人)は、他の相続人よりも贈与者(被相続人)から財産上の優遇を受けているといえます。この場合、相続人の間で不公平が生じるため、遺産分割にあたり、以下の方法による調整をして実質的公平を図ります。

① 特別受益に当たる贈与の金額を、相続財産の金額に加算して、各相続人の相続分を計算する。

② 特別受益がある相続人については、①で計算された相続分から、特別受益の金額を差し引いた金額を実際の相続分とする。



遺産に含める? 含めない?

推定相続人に対して贈与(特別受益)をするとき、上記の調整を行うかどうかを贈与者は決めることができます。遺産に含めることを「持戻す」といい、含めないことを「持戻しの免除」といいます。

(1) 相続分とは別枠として、贈与をする(遺産に含めない)という意味をもってするのか、
(2) 相続分の前渡しとして贈与をする(遺産に含めて計算する)という意味をもって贈与をするのか、贈与者の意思を契約上明確にすることが重要です。

下記の設例をご覧ください。(1)と(2)で受け取る財産の額が大きく違ってきます。なお、調整を行った結果、贈与を受けた財産が、受贈者の相続分を上回っていた場合でも、それ以上相続する財産は無いという意味でしかなく、贈与で受け取った財産を戻さなければならないという意味ではありません。

【設例】

婚姻期間20年以上の夫婦間で贈与税「夫婦間贈与の特例^{*3}」を利用して自宅2000万円について贈与した。相続が発生した時点で預貯金3000万円が遺産となる場合。相続人は、配偶者と子一人(法定相続分各1/2)として考える。

(1) 家の贈与について「持戻し免除（遺産に含めない）」の意思表示がある	
配偶者は贈与を受けた「家」の他に 1500万円の預貯金を相続 $3000万 \times 1/2 = 1500万円$	子は1500万円の預貯金を相続 $3000万 \times 1/2 = 1500万円$
(2) 家の贈与について、特段の意思表示がない ⇒ 遺産に含める	
配偶者は贈与を受けた「家」の他に 500万円の預貯金を相続 $(3000万 + 家2000万) \times 1/2 = 2500万円$ ⇒ $2500万 - 家2000万 = 500万円$	子は2500万円の預貯金を相続 $(3000万 + 家2000万) \times 1/2 = 2500万円$

*³ 贈与税における夫婦間贈与の特例については、「持戻し免除の意思表示」の有無に関わりなく、申告をしておけば、また相続直前の贈与であったとしても、被相続人の遺産に計上しないという大きなメリットがあります。ここは、税法と民法で異なるところです。

なお、相続法改正で、令和元年7月1日以後の夫婦間贈与に限定して「遺産に含めない」という意思表示を明示していなくとも、その意思があったものと推定する規定が新設されました。あくまで推定ですので、契約書等で「遺産に含める」と定めておくことは可能です。

以前に締結した全ての贈与契約について、今からでも「遺産に含めない（持戻し免除）」意思表示をすることは簡単にできますので、ご相談ください。

最後に、実際に贈与する際には、税金の専門家に相談のうえ税務署への届出や申告を忘れないようになさってください。 (佐井恵子)

ご近所探訪

佐井事務所から徒歩7分、西天満小学校の東筋を南に下ってすぐ、まちライブラリー北勝堂 (<https://machi-library.org/where/detail/6106/>) にお邪魔しました。2021年3月にオープンした私設図書館で、利用者は無料で本を借りたり、宿題やおしゃべりしながら過ごすことができます。開館時間は毎週火～土曜日、午前9時30分～午後6時です。

北勝堂の名前は江戸時代1717年創業の「福井北勝堂」に由来しています。福井北勝堂は宮内庁御用達に選ばれる線香の製造販売商で、ライブラリーには大正時代の店構えと御迎人形（戦前、天神祭の船渡御の船上に飾られていた）を囲んだ町内のセピア色の写真が展示してあります。しかし太平洋戦争末期には、空襲による延焼防止策として強制疎開のもと、店舗・工場は破壊されてしまいました。ライブラリーはその跡地にあり、館長はその子孫にあたります。

蔵書数は約5000冊、場所柄から絵本や児童書が充実しており、各500冊ほどあります。元々は館長の福井英夫さんご家族の蔵書に、小学校図書館の司書さんと相談して新たに購入、または寄贈を受け、収蔵数は増えていっています。西天満の特集もあり、会員には地域の歴史を学べるメールマガジンを毎月配信されています。

西天満小学校区はマンションが増え、若い世代の転入者が増えていますが、住民の半数近くが引っ越して5年未満の居住者ということです。近隣に知り合いのいない方も多く、まちライブラリー北勝堂では0歳の子どもの親の集いや絵本の読み聞かせを開催する等、まちに暮らす人が出会い、ゆるやかに繋がる場を目指し、活動されています。



絵本・児童書コーナー

(佐井陽子)

実質的支配者リスト（BOリスト）制度の開始

近年、株式会社等の法人が世界的にマネー・ローンダリング等に不正に使用されている状況を受け、これを国際協調により防止しようという取組がされており、法人の実質的支配者（Beneficial Owner。以下「BO」という。）が誰かを明らかにすべきという国内外からの要請が高まっています。欧州、日本、米国、中国、韓国などの国・地域が参加し、各国の取り組みを相互審査する機関TATF（金融活動作業部会）の勧告によると、日本のマネー・ローンダリング等に対する取り組みは、法人が悪用される可能性についての理解が不十分であるとして、評価が芳しくありません。そこで法務省は、令和4年1月31日より「実質的支配者リスト（BOリスト）制度」の運用を開始します。

実質的支配者リスト（BOリスト）制度とは？

登記所が、株式会社からの申出により、その実質的支配者に関する情報を記載した書面を保管し、その写しを交付する制度です。発行手数料は無料とされています。

実質的支配者とは？

実質的支配者（BO）とは、①会社の50%を超える議決権を直接又は間接に有する個人を指します。もし、①に該当する個人がいない場合は、②会社の4分の1を超える議決権を直接又は間接に持っていると思われる個人を指します。

どんな場合に利用するのか？

行政機関、金融機関から何らかの取引、手続きの過程で提出要求があった場合などが想定されます。この制度の利用は義務ではありませんが、今後は利用要求が増えることが予想されますので、急速に浸透する可能性があります。

利用に必要なものは？

原則として、株主名簿の提出が要求されますが、法人税申告書別表2の写しでも代用可能とされています。（山添健志）



スタッフ紹介・拡大版 ～2021年のニュース～

早いもので2021年も残すところわずかとなりました。今年を振り返ります。



地元の図書館で本を借りるようになりました。購入すると安心して積ん読になりがちでしたが、2週間の返却期限に励まされ、読書量が増えました。（司法書士 佐井恵子）



近所の公園で合計カブトムシ6匹（うち幼虫4匹）、クワガタ5匹を捕まえました。夜に餌を仕掛け、朝3時半に起きて子どもと見に行きます。今は幼虫を大事に育てて、来年の夏前に孵化するのを楽しみに待っています。

（司法書士 山添健志）



自宅で梅シロップとジンジャーシロップを作りました。梅シロップは炊飯器を使うことで1晩で出来上がり、この夏おいしく頂きました。ジンジャーシロップは炭酸やお湯で割って楽しんでいます。（事務局 和田梢）



花粉症で眼科に通いました。今年は特にアレルギーが酷く、目のかゆみにマスク荒れも重なって辛い春でした。

（事務局 佐井陽子）

セミナー報告

今年も9月29日(水)に、宝塚市にある公益財団法人兵庫県生きがい創造協会 阪神シニアカレッジで講義をさせていただきました。今年も、4回生42名に対して「改正相続法と遺言の活用」をテーマとし、1回生60名に対して「後見制度と家族信託」をテーマとした話を、アクリル板マスク越しで行いました。皆さん、熱心に受講していただき感謝しています。

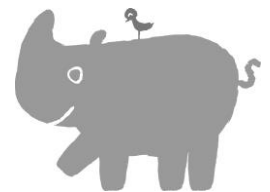
また10月20日(水)には、大阪行政書士会で一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターの会員様に向けて、「任意後見契約の基礎 ～周辺契約を含め、相談から契約締結まで～」と題して講義をさせていただきました。休憩時や、終わってからも、熱心に質問をいただき関心の高さを実感しました。(佐井恵子)



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。七転八起 岸本正明様、株式会社神田育種農場 神田稔様、ありがとうございました！ 確かにお待ちしております！

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・衆院議員選挙と同時に最高裁判所の国民審査で、今年の大法廷決定で夫婦別姓を認めない民法の規定に「合憲」との意見を述べた4裁判官の罷免を求める率がいずれも7%台となり、上位4人となったとのこと。もともと罷免の票が半数を超えない限り信任される制度ですので、投票結果によって何が変わることもありませんが、意思を表明するという意味はあるのでしょうか。
- ・施設に入居のご家族と、会えない日々が続いている方も多いと思います。タブレット面会も、難しいですね。先日、ある施設で暮らしている被後見人さんと、玄関の硝子越し面会をしました。携帯電話を介して会話するのですが、コロナで会えない日が続いていたため、忘れてしまわれたのでしょうか、恥ずかしそうに下を向くばかりです。早く、施設に毎月訪問できる日常を取り戻したいものです。
- ・今年も、休眠会社のみなし解散による整理手続きが始まりました。12年間登記が行われていない株式会社が対象となります(一般社団・財団法人は5年間)。平成18年の会社法改正により役員任期10年を選べるようになった影響があるのか、株式会社については、ここ3年、3万社以上に通知がなされています。そこで気になるのが過料の金額。12年放置といっても、役員任期が2年の会社もあれば、10年の会社もあるなかで、任期を把握していない裁判所が、どういう基準で過料の金額を決めているのでしょうか。異議の制度を使うことを検討するケースも出てくると思われます。
- ・阪神タイガースのCSは、あっけなく終わってしまいました。巨人のシーズン終盤の死んだふり作戦に経験の差を感じています。こんな筈では・・・と、今現在、現実を受け止めきれないです。



(佐井恵子)

※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>